一般社団法人全国日本学士会　アカデミア賞規程

平成２３年７月２９日　理事会承認

　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２６年３月１４日　理事会改正承認

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人全国日本学士会（以下「本会」という。）定款第４条第１号に基づき、教育・学術及び文化の振興・発展に功労顕著と認められる者を顕彰することに関し、必要な事項を定める。

（表　彰）

第２条　本会にアカデミア賞を設け、次に該当する者を顕彰する。

①「文化部門」

　　教育、学術等の文化の振興・発展に優れた業績と顕著な功績が認められる者

②「社会部門」

　　環境、医療、福祉及び産業（科学技術）等、社会の振興・発展に優れた業績と顕著

な功績が認められる者

③「国際部門」

　　教育、学術、環境、医療及び福祉等の国際交流に優れた業績と顕著な功績が認めら

れる者

（受賞者の決定）

第３条　受賞者は、選考委員会において選考し、理事会で決定する。

２　受賞者数は、各部門合わせ、若干名とする。

（受賞者の顕彰）

第４条　受賞者には、賞状及び副賞を授与する。

（選考方法）

第５条　受賞者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

（補則）

第６条　本規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成２３年 年７月２９日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年 年４月１日から改正施行する。